

「一定水準講習」届出の取扱いで通知 規定様式で毎年5月31日まで

協議会、連合会委託者は「不要」

広島県健康福祉局
広島県健康福祉局
は十月二十七日付で「薬事法の一部を改正する法律附則第十二条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質向上に係る一定水準の講習等について」を広島県医薬品配置協議会、広島県配置医薬品連合会に通知し、「一定水準講習」の届出に関する取扱いを示した。広島県医薬品配置協議会または広島県配置医薬品連合会に委託する場合は、既存配置販売業者を除去し、既存配置販売業者に当該年度における講習等の実施計画を規定様式により、毎年五月三十一日まで提出するよう求めている（両団体以外の団体等に委託する場合は委託を受けた団体の届出でも可）。

また同日付で、既存配置販売業者のうち広島県医薬品配置協議会または広島県

協会の委託を受けていない者に、一定水準講習等について適切に実施・受講するよう促すとともに、当該講習等の届出についての取扱いを個別に通知。

併せて、既存配置販売業者の下で従事する配置員の身分証明書交付申請時に、添付書類として「講習、研修会の受講証明書」を求めるとを示した。

◎広島県健康福祉局長通知
薬務第四五二号
平成21年10月27日
社団法人広島県配置医薬品連合会長殿

広島県健康福祉局長（千七百三〇一八五一―広島市中区基町一〇一五二業務課）

「薬事法の一部を改正する法律附則第十二条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質向上に係る一定水

準の講習等について（通知）
このことについて、平成二十一年三月三十一日付け薬食総発第〇三三二〇〇一号厚生労働省医薬食品局総務課長通知（以下「課長通知」という。）で、この講習等の標準的方法が不され、既存配置販売業者等が実施する講習等については都道府県業務主管課に届け出ることとされています。

つきましては、本県における取扱いを次のとおりとしましたので、お知らせします。

なお、本年度に実施される講習等については、すでに貴会から実施計画の届出がされており、改めて提出する必要はありません。

また、既存配置販売業者のうち、広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会へ講習等の委託をしていない者に対しては、別紙写し（略）の

とわりの通知してあります。

1 届出の内容
当該年度における講習等の実施計画

2 提出期限
毎年五月三十一日まで

3 届出の様式
（1）既存配置販売業者が自ら実施する場合
別紙様式（後記）により届出してください。

（2）広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会へ委託する場合
届出は不要です。

（3）広島県医薬品配置協議会又は社団法人広島県配置医薬品連合会以外に委託する場合
各既存配置販売業者又は委託を受けた団体が別紙様式（後記）により届出してください。

4 届出書の記入方法
別紙「記入上の注意（略）」を参考にしてください。

5 提出先・問合せ先
市中央区基町一〇一五二広島県健康福祉局保健医療部薬

務課薬事グループ電話〇八二一五一一三三三三三（担当：森木）

【別紙様式】
「〇〇年度講習等実施届」
（1）実施期間：〇〇年四月一日から〇〇年三月三十一日まで
（2）実施者：□自ら実施 □委託 □委託
（3）実施体制
①教育、学術等の関係者及び消費者等の参画（□有り □無し）
②実施規則（□有り □無し）

※ 「配置従事者身分証明書交付申請について」（既存配置販売業者の下で従事する方）
▽申請書の提出先：広島県健康福祉局保健医療部薬務課
▽提出部数：一部
▽提出書類：
1. 配置従事者身分証明書交付申請書（旧規則様式第八十四）
2. 添付書類（1）写真（申請前六ヵ月以内に撮影した

無し）
③修了証の交付（□有り □無し）
（4）講習、研修等の内容：実施日、時間数、実施内容形式（□座学 □通信）
上記により、既存配置販売業者に係る講習を実施します。

平成〇〇年〇月〇日
住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
広島県知事様

身分証申請時に「受講証明書」添付
無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルのもの。（2）雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類（3）申請者の住民票（ただし、広島県において身分証明書の交付を受けている又は受けていた者であって、住所等の変更がない者）は、不要であること。（4）既存配置販売業者又は既存配置販売業者が委託する配置販売業者に関する団体が実施する講習、研修会の受講証明書（5）広島県内で配置に従事する場合は、配置従事届
▽備考：薬事法の規定に基づいて申請又は届出の際に、同一書類が、知事、保健所（支所）長又は保健所を設置している市の市長宛に提

出されており、その旨が申請書備考欄に付記されている場合は、添付書類を省略することができる。

▽手数料：七千五百円（広島県収入証紙による）
▽記載方法：申請書の「備考」欄には、申請の種別の該当する項目に〇をし、継続申請に該当する場合は、現在所持している身分証明書の番号を記載する。